

公益社団法人北海道倶楽部 会費規程

名称変更による設立 平成 26 年 1 月 6 日
平成 28 年 6 月 16 日理事会 第 6 条改正

公益社団法人北海道倶楽部

公益社団法人北海道倶楽部会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、公益社団法人北海道倶楽部（以下、「倶楽部」という。）の正会員及び維持会員の経費等を支払う義務により倶楽部に支払うこととなる入会金及び会費ほかに関し、必要な事項を定める。

(入会金及び年会費)

第2条 正会員は倶楽部に入会の時に5千円を納入する。

2 年会費は以下の通りとする。

(1) 正会員の年会費 15,000円

(2) 維持会員は一口当たり年会費 30,000円

(会費等の納入)

第3条 入会金及び年会費は倶楽部の請求に基づき、指定した期日までに前納するものとする。

(会費の免除)

第4条 名誉会員に対しては年会費の支払い義務を免除する。

2 10月以後12月までに中途入会した正会員の入会初年度の年会費は免除する。

(会員資格の喪失)

第5条 入会金及び年会費の支払義務を3年以上履行しなかったときは、会員資格を喪失する。

(会費の使途)

第6条 原則として、入会金及び年会費は公益目的事業に係る収益とするが、入会金及び年会費の総額の50%を限度に管理業務に必要な費用の額として管理業務に係る収益に充当する事が出来る。

(会費等の返還)

第7条 既納の入会金、会費及びその他の抛出品等はいかなる理由があっても、これを返還しない。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。